第三十条を第三十条の二とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第三十条　通算親法人が、他の通算法人の第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告に関する事項の処理として、同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項を、財務省令で定めるところにより、同項に規定する方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、当該申告書記載事項又は添付書類記載事項を同項に定めるところにより提供したものとみなす。

2　前項の場合において、同項の通算親法人が同項に規定する事項の処理に際し財務省令で定めるところにより当該通算親法人の名称を明らかにする措置を講じたときは、同項の他の通算法人は、同項の地方法人税の申告について第十九条の三第五項に規定する措置を講じたものとみなす。

第三十一条第一項中「第八十一条の二十八」を「第百五十二条第一項及び第二項」に、「連結子法人」を「通算法人」に、「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に、「連結親法人に」を「他の通算法人に」に改め、「当該連結親法人の」を削り、「第六条第三号」を「第六条第一号」に改め、同条第二項中「第百五十二条の」を「第百五十二条第三項及び第四項の」に、「第四条の四第二項」を「第四条の四第二項」に、「第百五十二条第一項」を「第百五十二条第三項」に改める。

第三十三条第一項中「第十九条第六項第二号」を「第十九条第五項第二号」に、「連結親法人」を「通算法人」に、「連結子法人」を「他の通算法人」に改め、同条第三項中「第六項の」を「第五項の」に、「第十九条第六項第二号」を「第十九条第五項第二号」に改める。

第三十四条中「第六項」を「第五項」に改める。

第三十六条中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に改める。

（相続税法の一部改正）

第五条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「この項及び第三項」を「この項及び第四項」に、「が前条」を「日が前条」に、「第三項まで」を「第四項まで」に、「、前条」とあるのは「、」を「同条」とあるのは「」に改め、同項第三号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「」とあるのは、」を「（国税の更正、決定等の期間制限）」とあるのは」に、「とする」を「と、「第七十条第三項」とあるのは「、同法第三十六条第二項」とする」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「贈与税の」の下に「第二十八条第一項又は第二項の規定による」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「又は一部」を「若しくは一部」に改め、「（定義）」を削り、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により賦課決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた国税通則法第二条第六号（定義）に規定する納税申告書の提出に伴い贈与税に係る無申告加算税（同法第六十六条第六項（無申告加算税）の規定の適用があるものに限る。）についてする賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、当該納税申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「同条第四項」とあり、及び「第七十条第四項」とあるのは、「相続税法第三十六条第三項（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）」とする。

第六十四条第四項中「現物分配又は」を「現物分配若しくは」に改め、同条第五項第一号中「第四条の六」を「第四条の二」に改め、同項第二号中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

（消費税法の一部改正）

第六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「製造（以下この項」の下に「及び次項」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「その他同項」を「その他前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　事業者が、高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は他の者との契約に基づき、若しくは当該事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産（当該事業者が相続、合併又は分割により被相続人、被合併法人又は分割法人の事業を承継した場合において、当該被相続人、被合併法人又は分割法人が自ら建設等をしたものを含み、当該棚卸資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上となつたものに限る。以下この項において「調整対象自己建設高額資産」という。）について第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定の適用を受けた課税期間の翌課税期間からこれらの規定の適用を受けた課税期間（これらの規定に規定する場合に該当することとなつた日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあつては、当該建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十八条の見出し中「小規模事業者」を「小規模事業者等」に改め、同条第一項中「第六十七条（小規模事業者）」を「第六十七条第一項又は第二項（小規模事業者等）」に改める。

第三十条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　第一項の規定は、事業者が国内において行う別表第一第十三号に掲げる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）以外の建物（第十二条の四第一項に規定する高額特定資産又は同条第二項に規定する調整対象自己建設高額資産に該当するものに限る。第三十五条の二において「居住用賃貸建物」という。）に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整）

第三十五条の二　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が第三年度の課税期間の末日において当該居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間（次項及び第三項において「調整期間」という。）に別表第一第十三号に掲げる住宅の貸付け以外の貸付けの用（第三項において「課税賃貸用」という。）に供したときは、当該有している居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税賃貸割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

2　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が当該居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡したとき（当該居住用賃貸建物について第四条第五項の規定により資産の譲渡とみなされる場合を含む。）は、当該譲渡をした居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税譲渡等割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該譲渡をした課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。